

39 国 税 庁 の 使 命

使命：納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

任 務

■ 上記使命を達成するため国税庁は、財務省設置法第19条に定められた任務を、透明性と効率性に配慮しつつ、遂行する。

1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

(1) 納税環境の整備

- ① 申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすく的確に周知・広報を行う。
- ② 納税者からの問い合わせや相談に対して、迅速かつ的確に対応する。
- ③ 租税の役割や税務行政について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力や参加の確保に努める。

(2) 適正・公平な税務行政の推進

- ① 適正・公平な課税を実現するため、
 - イ 関係法令を適正に適用する。
 - ロ 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でない認められる納税者に対しては的確な調査・指導を実施することにより誤りを確実に是正する。
 - ハ 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収する。
- ② 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応する。

2 酒類業の健全な発達

- ① 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。
- ② 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。

3 税理士業務の適正な運営の確保

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努める。

行 動 規 範

■ 上記任務は以下の行動規範に則って遂行する。

1 任務遂行に当たっての行動規範

- ① 納税者が申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて知ることができるよう、税務行政の透明性の確保に努める。
- ② 納税者が申告・納税する際の利便性の向上に努める。
- ③ 税務行政の効率性を向上するため事務運営の改善に努める。
- ④ 調査・滞納処分事務を的確に実施するため、資料・情報の積極的な収集・活用に努める。
- ⑤ 悪質な脱税・滞納を行っている納税者には厳正に対応する。

2 職員の行動規範

- ① 納税者に対して誠実に対応する。
- ② 職務上知り得た秘密を守るとともに、綱紀を厳正に保持する。
- ③ 職務の遂行に必要とされる専門知識の習得に努める。

今 後 の 取 組

■ 高度情報化・国際化等の経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応し、また、納税者のニーズに応えるため、税務行政組織及び税務行政運営につき、不断に見直し・改善を行っていく。

40 平成17事務年度国税庁が達成すべき目標に対する 実績の評価に関する実施計画(抄)

○ 実績目標2：酒類業の健全な発達の促進

担当主管課等：国税庁（課税部酒税課、鑑定企画官）

基本的考え方

酒類産業行政は、社会経済情勢の変化に対応して、消費者、メーカー（製造業者）、流通業者（販売業者）全体を展望した総合的視点から必要な施策を行うとともに、酒類取引の安定を図ることにより、酒類業の健全な発達と酒税の確保を図ることを目的としています。

酒類業界は、国際化の進展、酒類の消費構造の変化、酒類小売業免許の規制緩和を含む経済社会システムの改革の進展等、生産・流通・消費のあらゆる面における大きな環境変化の中にある。更に未成年者飲酒防止、酒類容器のリサイクル等の社会的要請の高まりに直面しています。

このため、次の施策に取り組みます。

○ 業績目標2-1：消費者の視点に立ち、酒類製造業者及び販売業者の活性化に向けた諸施策に取り組んでいきます。

担当主管課等：国税庁（課税部酒税課、鑑定企画官）

(1) 酒類製造業者による安全性の高い酒類の生産・提供及び適正な経営戦略に基づく健全な企業経営の確保

酒類製造業者の大部分を占める中小企業が社会経済情勢の変化に適切に対応し、安全性の高い酒類を生産・提供するとともに、適正な経営戦略に基づいた健全な企業経営が確保できるよう積極的に支援します。

イ 安全性の確保及び品質水準の向上

人口減少等の社会環境の変化の中、酒類製造業者が「量」から「質」への転換を図り、消費者にとって良質で安全性の高い酒類を生産・提供できるよう、独立行政法人酒類総合研究所の研究成果を活用しつつ、酒類製造業者に対して技術指導・相談を行っています。

また、市販酒を買い上げて、消費者が入手する段階における表示内容及び品質・安全性のチェックを強化して、その集計結果を分かりやすい内容にまとめて広く公表するとともに酒類業界へフィードバックすることにより、生産から消費まで全ての段階における品質水準の確保・向上を図っていきます。

ロ 経営戦略上の問題への対応

酒類製造業者の経営状況を指標等で客観的に把握・分析してその結果を情報提供することにより、酒類製造業者が経営上の問題点を認識して、適切な経営戦略に基づいた健全な企業経営を確保できるよう支援します。

ハ 輸出環境の整備

清酒等については、海外の潜在的な消費地への輸出拡大を図ることが需要振興策として有効であると考えられることから、輸出環境の整備について支援を行っていきます。

(2) 酒類販売業者の経営活性化等に対する支援

酒類販売業者の経営等に対する支援としては、経営指導の専門家等による研修の実施、リーディングケースやサクセスストーリーの事例提供を積極的に行っていきます。

酒類販売業者のうち卸売業については、中小企業経営革新支援法に基づく経営基盤強化事業等に取り組んでいるところであり、経営基盤の強化等に向けた自主的な取組を支援する観点から中小企業施策に関する情報提供などを行っていきます。

また、小売業者については、商品の共同仕入れや販売促進策の強化等に向けた自主的な取組を支援する観点から、国民生活金融公庫の酒類小売業経営改善設備資金（酒ローン）の周知、IT研修会の実施などを行っていきます。

(3) 酒類の公正な取引環境の整備

酒類業者が進めている、酒類の公正な取引環境の整備に向けた自主的な取組が推進されるよう、「公正な競争による健全な酒類産業の発展のための指針」（平成10年4月）や公正取引委員会の「酒類の流通における不当販売、差別対価等への対応について」（平成12年11月）を積極的に周知・啓発します。また、酒類取引の実態把握に努め、公正なルールに則しているとは言い難い取引がある場合には改善を指導します。

(4) 消費者に対する情報提供等

消費者の視点に立った諸施策を推進するため、消費者アンケート調査や「消費者との意見交換会」の開催を通じて消費者の意見に積極的に耳を傾けるとともに、ホームページ等を通じて、酒類業界とも連携しつつ、お酒のおいしい飲み方など酒類に対する正しい知識や酒類の文化についての情報を消費者へ提供していきます。

更に、消費者へ正しい商品知識を提供するとともに酒類ブランドを確立して付加価値を高めるための方策として、品質基準、地理的表示（告示）の策定等に取り組んでいきます。

(5) 独立行政法人酒類総合研究所との連携

酒類の新製品の開発に必要な新しい醸造技術や安全性に係る分析手法に関する研究・開発など、国税庁だけでは対応できない高度な技術的問題については、独立行政法人酒類総合研究所と情報交換しながら対応し、酒類業の発達や酒類の品質・安全性の確保に連携して取り組みます。

参考・モニタリング指標

2-3	酒類製造業者の製造工程改善に関する指導相談件数
2-4	市販酒類買い上げ調査件数
2-5	酒類業者に対する酒類の取引状況等実態調査件数

- 業績目標 2-2 : 未成年者飲酒防止等の社会的要請、酒類業界を取り巻く環境の変化に対応した行政を推進します。

〔担当主管課等：国税庁（課税部酒税課）〕

(1) 未成年者飲酒防止対策等の推進

未成年者飲酒防止をはじめとする酒類の適正な販売管理体制の整備を図る観点から、酒類小売販売場における酒類販売管理者の選任、酒類販売管理研修の実施支援及び受講指導、並びに酒類の陳列場所等における表示基準遵守の指導に取り組みます。

また、未成年者飲酒防止等の酒類の販売管理に対する社会的な要請への今後の対応を検討してきた「酒類販売業等に関する懇談会」において、「未成年者飲酒防止への取組」と「適正飲酒の定着」への対応について座長による取りまとめ（平成16年12月）がなされました。この懇談会取りまとめを受けて、今後、酒類販売管理の適正化、酒類自動販売機の撤廃への取組、年齢確認の徹底等、社会的要請への対応について関係省庁とも連携し取り組んでいきます。なお、酒類自動販売機については、従来型機の更なる減少に向けて引き続き撤去を指導します。

【2-1 酒類自動販売機（従来型機）の設置状況】

（単位：台）

事務年度	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度目標値
従来型機	64,027	53,613	42,645	30,558	減少

（出所）課税部酒税課調

（注1）各事務年度4月1日現在の状況です。

（注2）従来型機とは、未成年者のアクセスの防止が可能となるよう技術的改良がなされた酒類自動販売機以外の酒類自動販売機のことです。

(2) 酒類に係る資源の有効な利用の確保

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律や食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律等により対応が求められている酒類容器のリサイクルや、酒類の製造において発生する食品廃棄物の発生抑制等については、酒類業者の取組が促進されるよう酒類業組合等を通じ必要な助言を行い、各種会合などを通じて積極的な周知・啓発に努めます。

参考・モニタリング指標

2-6	酒類業組合等に対する行政施策の説明回数
2-7	酒類自動販売機の設置状況

- 業績目標 2-3 : 酒類の製造及び販売業免許について、酒税法その他関係法令を適正に適用し迅速な処理に努めます。

〔 担当主管課等 : 国税庁 (課税部酒税課) 〕

(1) 酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内での適正・迅速な処理

酒類の製造及び販売業免許については、酒税法その他関係法令を適正に適用しつつ、標準処理期間内の迅速な処理に努めます。

なお、免許処理に当たっては、透明性・公平性が確保されるよう適切な運用に努めます。

標準処理期間は、申請書類が提出された日（公開抽選により審査順位が決められた一般酒類小売業免許申請の場合は、審査順位に従い当該申請ごとに、申請者に対して通知した審査開始日）の翌日から起算して、原則として2か月以内です。

平成17事務年度においても、この2か月以内の処理件数割合の目標値を100%として処理を行います。

【2-2 酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内の処理件数割合】 (単位:%)

事務年度	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度目標値
処理件数割合	100.0	100.0	100.0	100.0	100

(出所) 課税部酒税課調

(2) 構造改革特別区域法に基づく濁酒の製造免許申請者等への的確な対応

構造改革特別区域法に基づく濁酒の製造免許申請者等に対しては、その実状に十分留意し、申請書類の作成や記帳義務・納税申告手続等について懇切丁寧な説明に努め、同制度の円滑な定着と酒税の保全の確保を図ります。

参考・モニタリング指標

2-8	酒類製造免許場数及び酒類販売業免許場数の推移
2-9	構造改革特別区域法に基づく濁酒の製造免許付与件数の推移

41 酒 類 産 業 の 現 状 と 将 来 展 望

日本の社会経済
情勢の変化

現 状

行政や業界における取組

将来像

